

## 決定した合併協定項目

第4回合併協議会（2頁参照）で決定した合併協定項目は次のとおりです。（第3回合併協議会決定分を含む）

17

### 町、字の区域及び名称の取扱いに関する

現町名を4町とも残し、町名、字名、小字名は現状のまま新市へ継承する。ただし、住居表示上の「大字」「字」「小字」の表記はしないものとする。

19-10

### 納税関係の取扱い

#### 【収納・徴収】

- ・ 集合徴収（※1）の期割（※2）は、10期（6月）から翌年3月）とする。
- ・ 軽自動車税の集合徴収は行わず、1期（4月）とする。
- ・ 再振替（※3）を実施することとし、手数料は10円とする。
- ・ 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。
- ・ 納期前納報奨金は、新市移行時に制度の廃止をする。
- ・ 課税明細書（当初）については送付することとし、新市に移行する。領収済通知書は送付しない。ただし、軽自動車税の領収済通知書は送付する。

#### 【納税組合】

・ 納税組合組織は、プライバシー保護の観点から廃止する。

（※1） 集合徴収

複数の税目を合わせて徴収する方法です。新市では、市府民税、固定資産税（都市計画税を含む）が対象税目とされています。

（※2） 期割

1年間の納期を何回に分けるか（納期の回数）を示します。

（※3） 再振替

納期末日の口座振替時に、残高不足のため振替が出来なかった時、数日後に再度振替を行うことです。

19-21

### 学校給食の取扱い

・ 学校給食は、現行のまま新市に継承する。ただし、将来的には、より安心・安全な給食の実施と経費の節減を図るため、センター方式への統一を進めるとともに、調理場の運営についても新市で調整を行う。また、中学校給食は、既に1校実施しており、全国的にも普及が進んでいる状況もあり、新市において検討を進める。

・ 給食費は、新市に移行後、調整する。献立内容、給食実施回数等を統一する方向で、



検討・調整し、統一した給食費の設定を行う。

21-1

### 行政事務の取扱い

・ 表彰制度については、4町において既に、称号を贈られている表彰者は新市に引き継ぐ。新市移行後、現行の4町の基準をもとに調整する。

・ 行政改革大綱は、新市において策定する。

## 一部が決定した合併協定項目

第4回合併協議会で一部のみが決定した主な合併協定項目は次のとおりです。

19-1

### 自治会、行政連絡機構の取扱い

（その1）

- ・ 自治会は、現行のまま新市に移行する。
- ・ 行政連絡機構は、新市発足時に、新たな連絡組織を設置する。
- ・ 地縁団体は、現行のまま新市に継承する。

19-16

### 各種社会福祉事業等の取扱い（その2）

#### 【高齢者福祉関係】

- ・ 新市において、基幹型在宅介護支援センター（※4）を設置し、中学校区に地域型在宅介護支援センターを設置する。

・敬老行事は、当面、現行のまま新市に継承し、段階的に統一を図る。

・敬老祝い金品の贈呈は、一元化の上、新市に継承する。(長寿写真は、実施方法の見直しを検討し、100歳の記念品は、99歳とする。)

・シルバー人材センター関係事業は、新市において調整する。

【障害者福祉関係】

・福祉タクシーは、一元化に調整の上、新市に移行する。対象者は統一し、助成額については、新市において調整する。

・身体障害者住宅改修助成事業は、一元化に調整の上、新市に移行する。助成限度額は、30万円とする。

・共同作業所への通所支援等は、対象者、支給基準を調整の上、新市に移行する。(基本限度額は、月額5千円とし、5千円を超える分は、1/2を補助する。)

【※4】基幹型在宅介護支援センター

介護サービス事業者の指導・支援や介護保険対象外の高齢者等への介護予防、生活支援サービスのプランづくりを行う所であり、老人福祉施設内等に設けられている「地域型在宅介護支援センター」の総合調整役も担っています。

19・22 社会教育の取扱い(その3)

【社会教育事業】

・現行のまま新市に継承する。新市において社会教育推進の方針等定め、地域実態や学習要求、階層や対象別等に応じた社会教育事業を

引き続き身近な社会教育施設で実施するとともに、統合できるものや新市レベルで実施するもの等は、新市で調整する。

【社会体育事業】

・新市に移行後、調整する。新市において「社会教育推進の重点」を作成し、各種の体育・レクリエーション活動の推進目標を定め、職員体制や事業内容は、新市において調整する。

・体育協会等と連携した競技会等は、その組織再編と合わせて一元化を図るとともに、観光関連・イベントスポーツ大会については、引き続き実施する方向で、新市において調整する。スポーツ賞については、現行のまま新市に継承する。新市に移行後、表彰規定を整備・統一し、引き続き実施する。

19・28 農林水産事業の取扱い(その3)

① 農業の取扱い

【農業関連利子補給制度】

・新市においても、国府補助事業を活用して事業を実施する。尚、事業廃止となった同和地区農地等取得資金、同和地区農業近代化及び零細農経営改善資金については、経過措置として償還期間終了まで新市に引き継ぐ。

【林業振興関連施設】

・生産施設については、地元移管を進める。他の施設については、各施設の事情を尊重しながら、新市に継承する。

【林業関連各種イベント】

・船井郡林業振興展及び船井郡丹波くりまつりは見直し、新市に移行後、新たな林業振興イベントを実施する。

19・29 商工観光事業の取扱い(その3)

② 観光事業の取扱い

・産業の振興と町の活性化のためのイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し、継承して行く。尚、町が主催しているものについては、出来る限り住民参加の実行委員会方式への移行を図る。補助金については、新市の一体性を図るためのイベントや地域に根ざしたイベント等に整理し、調整を図る。

合併協定項目の決定内容については、紙面の関係上、その一部を抜粋又は編集して掲載いたしますので、ご了承ください。

なお、会議資料については、会議当日に、傍聴人に対する閲覧用資料として準備する他、各町役場においても、会議の翌日から、閲覧コピー(有料)することが出来ます。また、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしておりますので、ご利用ください。

